

建設技術審査証明書

[基準達成型'19・開発目標型]



審査証明番号 1902号

技術名称：スルーリング工法<高強度タイプ>
(下水道管きよの更生工法—形成工法—)

【開発の趣旨】

下水道施設は年々、老朽化が進み、停損および再構築の必要性が高まっている。特に「下水道管」として、内径食害、クラック、管きよ・継ぎ継ぎからの浸入・漏れ等の発生頻度が多いの課題を抱えている。
本技術は、これら多くの課題を克服する下水道管きよを形成して更生する技術である。
小径、管内容積を広く、下水道の再生できるより劣質を再生できる高強度タイプの再生材を製造し、「管きよ」再生工法に基ける管きよ形成工法を「2017年版—」(JABT「日本下水道協会」)に定める審査内容を満たす開発目標を達成し、建設技術センターへの活用促進を求めている。
なお、本技術は2006年3月1日に「スルーリング工法」として審査証明を取得し、今回、「スルーリング工法<高強度タイプ>」を「スルーリング工法<スタンダードタイプ>」に区分した。

【開発目標】

○審査証明型「16管渠—更生工法—(管渠修繕工法、自立管構築工法)ボラス繊維管材：(内径600) (1)～(5)

○開発目標型審査：(内径600) (7)～(10)

※本技術の開発目標は、施工条件により異なる。

- (1) 施工性：(1) 施工条件により異なる。
① 水質：① 汚濁物質 100 mg/L以下 ② 酸素消費性有機物 10 mg/L以下
③ 浮遊性固形物 70 mg/L以下 ④ 侵入水 0.03 mg/L以下、流量 0.5 L/min以下
⑤ 管渠内径 600 mm以下

(2) 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (3) 経済性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (4) 環境性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (5) 安全性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (6) 信頼性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (7) 普及性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (8) 効果性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (9) 持続性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (10) 社会性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (11) 環境性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (12) 安全性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (13) 信頼性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (14) 効果性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (15) 持続性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (16) 社会性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (17) 環境性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (18) 安全性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (19) 信頼性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (20) 効果性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (21) 持続性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (22) 社会性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

- (23) 環境性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
① 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。
② 耐用性：再生管材の耐用性、施工性に関する事項。

(公財) 日本下水道新技術機構の建設技術審査事業(下水道技術)実施要領に基づき、依頼のあった「スルーリング工法<高強度タイプ>」の技術内容について下記のとおり証明する。
なお、この技術は2006年3月1日に「スルーリング工法」として審査証明を取得し、変更された技術である。

2020年3月17日

建設技術審査証明事業実施機関
公益財団法人 日本下水道新技術機構

理事長 江藤 隆



1. 審査の経緯

上記の審査項目を達成していることと認めらる。

2. 審査証明の経緯

(1) 従前より本技術には審査に関する記載がないものとする。
(2) 本技術は、(公財)日本下水道新技術機構(以下「新技術機構」と称す)が「2017年版—」(JABT「日本下水道協会」)に定める審査項目について開発したものである。
(3) 本技術に使用する材料は、従来より審査部からも承認されたものである。

3. 審査証明の経緯

審査証明は、技術者が自ら開発した開発目標に対して設定した審査条件により増加した結果とする。

4. 審査証明の目的

(1) 本技術の施工にあたって、標準施工要領および品質管理マニュアルに基づいた施工を行うこと。
(2) 本技術の信頼性については、「開発要領」、「開発要領」等の開発した標準施工要領に基づき、開発目標に定める強度特性の保証(開発目標)をもとに評価するものとする。

(3) 建設技術センターにおいては、標準施工要領および品質管理マニュアルに基づき、現場での施工において、一般に要求される検査・検定、入札等の対応に必要と認められ、審査証明の取得を行うこと。

5. 審査証明の有効期限

(建設技術審査証明(下水道技術)審査要領)

2025年3月31日

6. 審査証明の依頼者

有限会社 株式会社 島田 (茨城県常陸市落山175番地3)

株式会社 株式会社 山崎 (富山県新水市庄川本町15番3号)

株式会社 株式会社 大野 (大阪府大阪市大野高野1170番地2)

株式会社 株式会社 三井 (東京都足立区南三丁11番8号)

株式会社 株式会社 三井 (東京都港区港南一丁目8番27号)